

議案第 12 号

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 21 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

広域行政圏計画策定要綱（平成 12 年 3 月 31 日付自治振第 53 号自治事務次官通知）が平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止されたこと等により、君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものである。

君津都市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

君津都市広域市町村圏事務組合理約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第1条中「広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日付自治振第53号自治事務次官通知）に基づく君津都市広域市町村圏の振興整備に関する計画（以下「市町村圏計画」という。）を策定し、及び市町村圏計画の実施に関する事務又は第3条に定める関係市の協議に基づく事務のうち」を削る。

第4条第1号を削り、同条第2号中「広域行政推進のための連絡協調」を「関係市の広域事務の調整及び推進」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改める。

第11条第2項第1号中「第4条第3号」を「第4条第2号」に改め、同項第2号中「第4条第5号」を「第4条第4号」に改める。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。